

特定非営利活動法人 AI福祉ラボ 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 AI福祉ラボという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を 東京都渋谷区神南お丁目11-4 FPGリンクス神南5F に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、人工知能（AI）、情報技術（IT）および先端テクノロジーを活用して、国内外の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者、その他の支援を必要とする人々が、地域社会において自分らしく自立した生活を営めるよう支援するとともに、人々の生活の質の向上を目指すため、デジタル化による生活変革を促進し、学術研究・政策提言・国際連携を通じて、持続可能な福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 災害救援活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 情報収集発信事業
2. 相談支援事業
3. 研修教育事業
4. 調査研究事業

5. 連携推進事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

1. 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
2. 賛助会員：この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
3. 特別会員（活動支援メンバーまたは共創パートナー等）：この法人の目的を積極的に支持し、目的達成を共同で推進する個人、団体及び企業等
4. 準会員：この法人の目的に賛同し、目的達成に協力する地方公共団体、教育委員会、学校等または教員・福祉関係者・自治体職員・有識者等の個人
5. アライアンス会員：この法人の目的に賛同し、目的達成に協力する非営利団体、学術団体等

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、共同代表理事が別に定める入会申込書により、共同代表理事に申し込むものとする。

2 共同代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 共同代表理事は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 ただし、会員より共同代表理事に対して減免申請があり、これを共同代表理事が承認した場合には入会金及び会費を減免することができるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
3. 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、共同代表理事が別に定める退会届を共同代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

1. この定款に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. この法人が定める倫理規範に重大な違反行為を行ったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 既に納入した会費は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 3名以上
2. 監事 1名以上

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事の中から、3名以内の共同代表理事を理事会において互選する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 各共同代表理事は、単独でこの法人を代表し、業務を総理する。

2 共同代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。また、理事はそれぞれ、この法人の運営および事業の執行について責任を負う。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、共同代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、共同代表理事が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
3. 合併
4. 事業計画及び活動予算並びにその変更
5. 入会金及び会費の額
6. 事業報告及び活動決算
7. 役員の選任又は解任、職務及び報酬
8. 会員の除名
9. 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
10. 事務局の組織及び運営
11. その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、共同代表理事が招集する。

2 共同代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 正会員の現在数
3. 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
4. 議長の選任に関する事項
5. 審議事項
6. 議事の経過の概要及び議決の結果
7. 議事録署名人の選任に関する事項
8. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
9. 前2項の規定に関わらず、第28条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 共同代表理事が必要と認めたとき。
2. 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
3. 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、共同代表理事が招集する。

- 2 共同代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、出席理事の互選により選出する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事の現在数
3. 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）
4. 審議事項
5. 議事の経過の概要及び議決の結果
6. 議事録署名人の選任に関する事項
7. 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 入会金及び会費
3. 寄附金品
4. 事業に伴う収益
5. 資産から生じる収益
6. その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、共同代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、共同代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）

第44条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、共同代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、共同代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 AI倫理及びガバナンス

（AI倫理の基本方針）

第47条 この法人は、AI技術の活用において、人間の尊厳の尊重を基本理念とし、関連法令及びAI事業者ガイドラインを遵守する。

2 この法人は、AI技術の活用に際し、安全性、公平性、透明性、プライバシー保護及びセキュリティの確保に努める。

3 この法人は、生成AIサービスの利用において、個人情報保護法を遵守し、個人情報を含むプロンプトの入力に際しては、利用目的の達成に必要な範囲内での利用であることを確認し、本人の同意なく個人データが機械学習等に利用されることのないよう適切な措置を講じる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
 2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 3. 正会員の欠亡
 4. 合併
 5. 破産手続開始の決定
 6. 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

（施行細則）

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て共同代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年9月30日までとする。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
 - 共同代表理事 荒金 和人
 - 共同代表理事 大高 一晃
 - 共同代表理事 柳井 章吾
 - 理事 井川 俊治
 - 監事 山尾 和浩
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年12月31日までとする。この法人の設立当初の事業計

4. この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。なお、入会金は全て無料とする。

(1) 正会員

- ① 個人 会費 月額 980 円
- ② 団体 会費 月額 9,800 円

(2) 賛助会員

- ① 個人 会費 月額 980 円
- ② 団体 会費 月額 9,800 円

(3) 特別会員（活動支援メンバーまたは共創パートナー等） 会費 1 口月額 980 円（何口でも可）

(4) 準会員 会費 0 円

(5) アライアンス会員 会費 月額 9,800 円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 AI福祉ラボ

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	アラガネ カズト		無	共同代表理事
		荒金 和人			
2	理事	オオタカ カズアキ		有	共同代表理事
		大高 一晃			
3	理事	ヤナイ ショウゴ		無	共同代表理事
		柳井 章吾			
4	理事	イカワ シュンジ		無	理事
		井川 俊治			
5	監事	ヤマオ カズヒロ		無	監事
		山尾 和浩			
6					
7					
8					
9					
10					

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 AI 福祉ラボ

1 事業実施の方針

当法人は、人工知能（AI）、情報技術（IT）および先端テクノロジーを活用して、国内外の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者、その他の支援を必要とする人々が、地域社会において自分らしく自立した生活を営めるよう支援するとともに、人々の生活の質の向上を目指すため、デジタル化による生活変革を促進し、持続可能な福祉社会の実現に寄与することを目的として、以下の事業を実施する。

設立初年度は、法人としての基盤整備と各事業の準備・試行を主な活動とし、継続的な事業実施に向けた体制づくりに注力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,138 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1. 情報収集発信事業	福祉テクノロジー啓発ショート動画・ライトアニメ制作（年26本：基本24本+特別版2本）、SNS広告によるプロモーション、海外先進事例の調査・翻訳、SNS・ウェブサイトでの情報発信	成立の日～令和8年9月30日	オンライン	3名	福祉関係者、テクノロジー関係者、一般市民、学生	2,000人	1,688
2. 相談支援事業	今後、段階的に実施を検討	なし	なし	0名	-	-	0
3. 研修教育事業	デジタルリテラシー向上のためのAI福祉セミナー開催（年6回を予定）	成立の日～令和8年9月30日	オンライン・オフライン併用	4名	福祉従事者、IT関係者、学生、一般市民	180人	450
4. 調査研究事業	今後、段階的に実施を検討	なし	なし	0名	-	-	0
5. 連携推進事業	今後、段階的に実施を検討	なし	なし	0名	-	-	0

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 AI 福祉ラボ

1 事業実施の方針

当法人は設立2年目を迎え、前年度に構築した基盤をもとに、事業の着実な拡大と質的向上を図る。人工知能（AI）、情報技術（IT）および先端テクノロジーを活用した福祉分野への貢献をより本格的に推進し、社会的インパクトの拡大を目指す。

令和8年度は、既存事業の強化・拡大に加え、新規事業として相談支援・調査研究・連携推進活動を本格開始し、福祉テクノロジー分野における専門性と発信力の向上を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,668 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1. 情報収集発信事業	福祉テクノロジー啓発ショート動画・ライトアニメ制作（年26本：基本24本+特別版2本）、SNS広告によるプロモーション、海外先進事例の調査・翻訳、SNS・ウェブサイトでの情報発信	令和8年10月1日～令和9年9月30日	オンライン	4名	福祉関係者、テクノロジー関係者、一般市民、学生、海外ユーザー	2,200人	1,906
2. 相談支援事業	個別相談対応体制構築、支援プログラム開発開始、相談員研修実施	令和8年10月1日～令和9年9月30日	オンライン・オフライン併用	2名	福祉従事者、支援が必要な個人・団体	50人	50
3. 研修教育事業	デジタルリテラシー向上のためのAI福祉セミナー開催（年8回・内容多様化）、オンライン・オフライン併用	令和8年10月1日～令和9年9月30日	オンライン・オフライン併用	5名	福祉従事者、IT関係者、学生、一般市民	200人	562
4. 調査研究事業	福祉テクノロジー効果検証調査開始、学術論文執筆、研究発表	令和8年10月1日～令和9年9月30日	オンライン	3名	学術関係者、研究機関、政策関係者	30人	100
5. 連携推進事業	産学官連携プロジェクト開始、協力団体との連携事業実施	令和8年10月1日～令和9年9月30日	オンライン・オフライン併用	3名	企業、大学、行政機関、NPO	100人	50

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 AI福祉ラボ

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		294,000
	正会員受取会費	117,600	
	賛助会員受取会費	176,400	
2	受取寄附金		1,600,000
	受取寄附金	1,600,000	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		1,200,000
	受取補助金	1,200,000	
4	事業収益		0
	1. 情報収集発信事業	0	
	2. 相談支援事業	0	
	3. 研修教育事業	0	
	4. 調査研究事業	0	
	5. 連携推進事業	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			3,094,000
【B】 経常費用			
1	事業費		0
	(1) 人件費		
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		2,138,400
	会議費	120,000	
	印刷製本費	100,000	
	委託費	780,000	
	広告宣伝費	500,000	
	謝金	300,000	
	物品費	326,400	
	会場費	12,000	
	減価償却費	0	
事業費計			2,138,400
2	管理費		240,000
	(1) 人件費		
	役員報酬	240,000	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		731,600
	消耗品費	85,600	
	通信運搬費	24,000	
	地代家賃	120,000	
	広報費	80,000	
	経理業務費	30,000	
	組織運営費	50,000	
	備品購入費	150,000	
	支払い手数料	192,000	
	減価償却費	0	
管理費計			971,600
経常費用計			3,110,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			-16,000
【C】 経常外収益			
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			-16,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			-86,000

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 AI福祉ラボ

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			441,000
正会員受取会費	176,400		
賛助会員受取会費	264,600		
2 受取寄附金			2,400,000
受取寄附金	2,400,000		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			1,400,000
受取補助金	1,400,000		
4 事業収益			0
1. 情報収集発信事業	0		
2. 相談支援事業	0		
3. 研修教育事業	0		
4. 調査研究事業	0		
5. 連携推進事業	0		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
経 常 収 益 計			4,241,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			2,668,400
会議費	240,000		
印刷製本費	100,000		
委託費	780,000		
広告宣伝費	750,000		
謝金	400,000		
物品費	386,400		
会場費	12,000		
減価償却費	0		
事業費計			2,668,400
2 管理費			240,000
(1) 人件費			
役員報酬	240,000		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			1,072,000
消耗品費	140,000		
通信運搬費	24,000		
地代家賃	120,000		
広報費	100,000		
経理業務費	30,000		
組織運営費	50,000		
備品購入費	320,000		
支払い手数料	288,000		
減価償却費	0		
管理費計			1,312,000
経 常 費 用 計			3,980,400
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			260,600
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			260,600
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			-86,000
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤			104,600

特定非営利活動法人 AI福祉ラボ 設立趣旨書

■設立の背景

現代社会において、人工知能（AI）やデジタル技術の急速な発展は、私たちの生活や社会のあり方を大きく変えつつあります。一方で、少子高齢化の進行、障がいのある方々の社会参加、子どもの健全な育成、経済的困難を抱える人々の支援など、多様な社会課題が存在しています。特に少子高齢化は、介護人材の不足、社会保障制度の持続可能性、地域コミュニティの維持など、様々な面で社会に大きな影響を与えています。

こうした状況の中、テクノロジーの力を社会課題の解決に活かし、すべての人が自分らしく生きられる社会の実現が求められています。しかし、先端技術と社会福祉の分野は、これまで十分に連携が図られてきたとは言えません。技術の恩恵を最も必要としている人々に、その利益が届いていないという現実があります。

これらの課題解決には、実証に基づく学術的アプローチと、国際的な知見の結集、そして政策レベルでの制度改善が不可欠です。

■設立の目的

私たちは、AIやデジタル技術の可能性を最大限に活かし、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など支援を必要とする人々が、地域社会において自分らしく自立した生活を営めるよう支援するため、“やさしい社会”をつくる草の根団体として「AI福祉ラボ」を設立します。本法人は、学術研究・政策提言・国際連携を通じて先端技術と社会課題をつなぎ、人々の生活の質の向上を目指す共通の場として機能することを目指します。

■活動の特色

1. AIやデジタルコンテンツを活用した社会課題の解決

AIなどの先端技術にゲーミフィケーションや映像・音楽などのデジタルコンテンツ技術を組み合わせて、福祉サービスの利用者体験を革新します。楽しさや達成感を通じて、福祉支援の効果を最大化する AI福祉の新手法を開発し、新しい形のサービスを生み出します。

2. 世界に目を向けた協働と知恵の共有

日本国内の課題だけでなく、世界各地の社会課題や解決方法に学び、国際的な視点で活動します。世界中の人々とのつながりを作り、様々な文化の知恵を活かしながら、誰にでも役立ち地域の特徴に合った解決方法を作り実行します。

3. 様々な分野の団体との共創による新しい社会づくり

企業、大学、行政など様々な分野の団体と協働して、幅広い知識や資源を集めます。データに基づく客観的な意思決定を重視し、偏見や感情に左右されない科学的アプローチで社会課題の解決に向けた共同研究や実証実験を進め、効果が確かめられた役立つサービスの開発と広がりを目指します。

4. 学術研究とエビデンスに基づく政策提言

福祉テクノロジーの効果を定量的に検証し、学術論文として発表するとともに、エビデンスに基づく政策提言を行います。大学や研究機関との連携により、社会実装の科学的根拠を構築し、制度改善につなげます。また、政策形成プロセスへの積極的な参画を通じて、社会システム全体の変革を目指します。

5. 国際連携によるグローバルな知見の活用

海外の先進事例や研究成果を積極的に取り入れ、国際学会での発表や研究者交流を通じて、グローバルスタンダードに基づく解決策を開発します。また、国際協力の枠組みを活用し、途上国への技術移転や知見共有により、世界規模での福祉向上に貢献します。

6. 人権とプライバシーを最優先とした責任あるAI活用

AI技術の活用において、個人の尊厳と権利を最優先に考え、利用者の信頼と安心を基盤とした人間中心のAI社会の実現に貢献します。

■目指す社会像

私たちは、テクノロジーの力を通じて、以下のような社会の実現を目指します。

- ・年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もがやりたいことに取り組みいきいきと過ごせる社会
- ・多様な人々が協働し、一人ひとりの情熱と可能性が引き出される社会
- ・地域のつながりが活性化し、多様な人々が互いに支え合い豊かに暮らせる社会
- ・国境を越えた知恵の共有により、世界中の人々が価値ある生活を送れる社会
- ・性別に関わらず誰もが活躍でき、探究を通じて自分らしく成長できる社会

これらの社会像を実現するため、「やりたいことで生涯楽しく生きるために」「For a lifetime of pursuing passions and joyful living.」を活動のキャッチフレーズとして掲げ、すべての人が自分らしく生きることができる社会づくりに取り組みます。

■設立者の思い

本法人の設立は、それぞれ異なる専門性と経験を持つ私たちが、共通の志のもとに集まり実現したものです。エンターテインメントの創造力、学術・行政との連携力、国際協働の現場経験という多様なバックグラウンドを持つメンバーが、それぞれの強みを活かし、人間らしさや個性を大切にする視点を融合させた新しい社会貢献の形を創造します。

社会の課題と可能性を見据え、私たちはAIやデジタル技術の力で、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて活動してまいります。多様なバックグラウンドを持つメンバーが、それぞれの経験を活かし、国内外の知見を結集してAI福祉の社会実装を推進してまいります。多くの皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 AI福祉ラボ 設立発起人一同

令和7年 6月2日

設立代表者

氏名 荒金 和人